

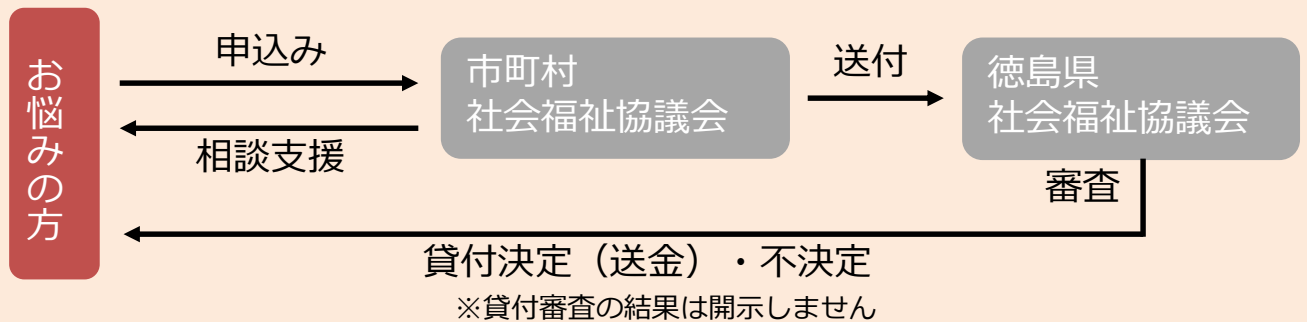
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

徳島県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

### 貸付手続きの流れ

本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります



### 申請時に必要な書類等

#### ◆収入の減少がわかる書類

- ・給与明細書（直近3ヶ月）※減収月含む
- ・シフト表、スケジュール帳 ・離職票
- ・確定申告書、財務諸表、売上帳 等

#### ◆身分証明書 ※本人確認が取れる書類

- ・運転免許証 ・健康保険証
- ・パスポート ・マイナンバーカード 等

#### ◆住民票

（世帯全員分・本籍記載、省略なし、マイナンバー不要）

#### ◆預金通帳 及び 登録印 ※申請者本人

#### ◆印鑑登録証明書 及び 実印 ※申請者本人

#### ◆その他

必要に応じて、以上の書類の他に書類の提出を求める場合があります。

### お問い合わせ窓口

#### 徳島県社会福祉協議会

住所：徳島市中昭和町1丁目 徳島県立総合福祉センター3階

電話：（専用回線）080-8639-9700 ・ 080-8639-9701

受付時間：平日 午前9時～午後5時

## 休業された方向け（緊急小口資金）

**緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。**

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

#### ■貸付上限額

○10万円以内

○以下の場合には特例20万円以内

- ・世帯員に新型コロナウイルス罹患者がいる
- ・世帯員に要介護者がいる
- ・世帯員が4人以上
- ・小学校等が臨時休校し、子の世話が必要になった世帯
- ・世帯員に個人事業主がいることで収入減少し、生活に要する費用が不足した等

#### ■交付方法

一括交付

#### ■据置期間

1年以内

#### ■償還期限

2年以内

#### ■貸付金利子・保証人

無利子・不要

#### ■申込先

お住まいの市町村社会福祉協議会

## 失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

**生活再建に向けた就職活動等の間に必要な生活費用の貸付を行います。**

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

#### ■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
- ・（単身）月15万円以内

#### ■貸付期間

原則3月以内

#### ■交付方法

分割交付

#### ■据置期間

1年以内

#### ■償還期限

10年以内

#### ■貸付金利子・保証人

無利子・不要

#### ■申込先

お住まいの市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

※生活保護(医療扶助のみの方等も含む)受給中の方は、貸付対象外となります。

※これまでに生活福祉資金を利用し、現在返済中の債務関係者の方は、債務の返済状況によって、貸付の対象とならない場合があります。

※原則他制度優先のため、利用できる制度について確認させていただきます。

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還（返済）を免除することができるとされていますが、具体的な要件については、国において詳細が決定されていません。